

地域保全型工事に係る地域貢献地元企業の認定申請について

平成26年 4月14日制定
平成27年 2月 3日改正
平成28年 4月13日改正
平成30年 4月12日改正
令和 2年 4月13日改正
令和 4年 4月12日改正
令和 4年10月17日改正
令和 6年 4月10日改正
令和 8年 4月 7日改正

津川地区振興事務所

津川地区振興事務所においては、災害対応や除雪など地域の安全・安心確保に貢献する地元企業の受注機会を確保するため、地域保全型工事の発注を計画しています。

地域保全型工事の発注にあたっては、地域貢献地元企業として認定した者の中から指名することになりますので、認定を希望する事業者は下記に留意のうえ、「新潟県電子申請システム」より申請してください。

記

1 申請期間及び認定期間

	申請期間	認定期間
定期申請	令和8年4月15日から令和8年5月14日	令和8年6月1日から令和10年5月31日
随時申請①	令和8年5月15日から令和8年7月14日	令和8年8月1日から令和10年5月31日
随時申請②	令和8年7月15日から令和8年10月14日	令和8年11月1日から令和10年5月31日
随時申請③	令和8年10月15日から令和9年1月14日	令和9年2月1日から令和10年5月31日
随時申請④	令和9年1月15日から令和9年5月14日	令和9年6月1日から令和10年5月31日

2 認定要件 次の(1)から(3)の要件を全て満たすもの

- (1) 「土木一式工事」に関し、新潟県建設工事入札参加資格審査規定に基づき、入札参加資格者名簿に登録されているもの。
- (2) 津川地区振興事務所管内に主たる営業所があること、又は、県内に主たる営業所があり、かつ津川地区振興事務所管内に10年以上従たる営業所があること。
- (3) 津川地区振興事務所管内において過去5年度（申請日の属する年度の前年度から遡って5年間）以内に次の①から⑨のいずれか1つの実績を有すること。

- ① 県管理施設の除雪
- ② 平常時の県管理施設の点検・パトロール

③ 災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査

※ 上記①～③に掲げる「県管理施設」は道路、河川等直接県民の共同使用に供される土木系の施設に限る。

④ 国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事

⑤ 国道又は町道の除雪

⑥ 消防団に対する協力活動（消防団協力事業所として市町村から認定を受けた場合に限る。）

⑦ 地域の安全・安心を支える活動（子供 SOS かけこみ 110 番、高齢者世帯の雪下ろし、地域清掃ボランティア）

⑧ 土地改良区から直接請け負った農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動（当該施設等の保全活動組織と協働で実施した活動を含む。）

⑨ 森林整備活動等（具体的には以下のアからエのいずれかに該当すること。）

ア 自社所有林や受託での森林整備活動

イ 治山・林道の維持活動

ウ 県産材製品の建設資材、工作物への利活用

エ 企業の森、カーボンオフセット等森林整備活動に対する CSR 活動

3 提出書類 申請書（別紙 1）及びその添付書類

（添付書類の例 契約書の写し、認定書の写し、活動実績報告等）

4 提出先 「新潟県電子申請システム」により申請（提出）してください。

5 照会先 新潟県新潟地域振興局

津川地区振興事務所 総務課 総務係

住所 東蒲原郡阿賀町津川 1 8 6 1 - 1

電話 0 2 5 4 - 9 2 - 4 7 4 8

6 その他

(1) 地域貢献地元企業の認定は、入札における指名を保証するものではありません。

(2) 本定期申請及び随時申請における認定期間は令和 1 0 年 5 月 3 1 日までです。